

建築構造家 真崎 雄一

道徳と倫理・法律化技術と創造的技術

1:序

今回、構造計算書偽装事件に対する再発防止策として6月20日より構造適合性判定制度が実施され、仲間である構造専門家が「ピア・チェック」することになった。この制度の実施に向けては様々の賛否の議論があるなかでの見切り発車の為に確認申請の現場においては多くの支障と現場の混乱が発生している。法律化されたこの問題は今後も尾を引かざるを得ない状況もあることから、個々の現象的事例は別にしてボタンの掛け違的な現在の状況打開の為に、業界を超えたより広い分野を超えての識見が必要と考え、社会的な観点からの本質的な議論に向けて提案を行う。一部は既に発表済みであるが紙面の文字数制約上、私の考えの全てを伝えきれない部分もあり、ここでは背景となる個人の、独断的な見解を含めて更なる補筆したいと思う。

2:社会的規範の成立

「ホップズの自然状態」とは社会組織が成立する以前の人間にとっては、自分の好むものがすなわち善、嫌うものが悪である。そしてめいめいがおのれにとって善を追及し、悪から逃避する無制限の権利（自然権）をもっている。というより、人間が欲する通りに行動するのを妨げ、制限するいかなる権威も存在しないと言う状況が自然状態である。

しかし、社会組織が成立した状態においては当然に争いが避けられず、いわゆる「万人が万人にとって狼」の事態となって生命の維持もおぼつかない。その恐怖から逃れる為に、人間は理性の教えるところに従って、すなわち「自然法」の指示に従って、皆その自然権を一部放棄し、特定の人や、グループを主権者と定め、放棄した諸権利をすべてこの主権者に委託すると言うわけである。

従って、法の支配の遵守は、自由社会が有効に機能する為に十分条件ではないが必要条件である。政府、国家の強制力が、恒久的な法的枠組によって明確に決定されなければならない。その枠組みによって、個人はある程度、確信をもって計画を立てることができ、人間の不確実性を可能なかぎり縮小させる事ができることは事実であろう。

現代の、我々は様々な社会的規範の拘束を受けつつ、おのおのの個性に応じた価値の実現を目指して生きている。それが人間の根本的な存在様式であり、何時でも何処でも変わることはない生き方である。

3:格差社会が成り立つ要因

人の価値観は生まれ育った環境、教育、遺伝等の影響を受け、多様化している、一方で価値あるものは、価値あるもの同士が結びつく事により別の価値あるものが生まれる。

相乗効果がある、その結果、価値のないものは他のものと結びつかないために益々矮小化してくる。結果的に富める者は益々富み、貧しいものは益々貧しくなり、貧しさから抜け出せない状況が生じる。格差社会は現代にとって世界的にも深刻な問題となっている。国や、政治の仕事は共通の価値観のもとに規制をかけることにより格差を適正にするシステムづくりである。独占禁止法、累進課税等による富の集中に対するペナルティーを課すことである。しかし、過剰な規制は同一価値観の強制でもあり、社会の豊かさを求める、個人の活力をなくし、社会全体の豊かさは逆に減少することになる。人と異なる事をよしとする、人と異なる価値観を許容する、文化、社会が育たなければ格差社会の根絶はありえない。ましてや、デザイン、技術の世界にあっては技術的価値観の過剰強制は人間知識の思い上がりにはほかならない。技術判断、結果の技術規制は際限ない思考の途中経過と考えるべきである。法律として固定、硬直すべきものではない。技術的法律は思想、精神に留めるべきであり。今回の法改正で建築技術のみ際立っている例として、医者の手術の方法、自動車の運転技術等が法律に無いことからも上げられる。つまり、テクニクに関する事は個人の技量である。国が関与する各種資格制度の厳格な適用以外に更に屋上屋を重ねる愚は避けなければならない。現在の建築構造に関する各種資格は何の意味ものないペーパーそのものになりかねない。

4:道徳的悪の撲滅手段としての法による技術的強制

ハイエクによれば、個人の行為の有効性を大いに高めた社会の秩序性は、その意図に向けて発明され設計された制度や実践のみに依存するだけでなく、はじめは別の理由の為にありは全く偶然に採用された実践がその発生母体を他のグループより有利にしたため存続される過程、すなわち「成長」と後に「進化」と呼ばれた過程に、依存するところが多いとされる。

通常、人間は、好き好んで規則や規範に従うものではなく、特に規範と呼ばれる種類の規則の場合、それを遵守することにはしばしば、強制、圧迫の感情が伴うにもかかわらず、人はなぜ規範に従い、規則を守るのか、要するに、規則に従う事によって望ましい結果がえられるか、もしくは違反行為に伴うはずの悪い結果を遠ざけることができると信じるからであろう。共同社会に有っては共通のルールである法が結果的に個人の自由が保障されるであろうと言う考えがあるからであろう。

しかし、技術的、創造的領域に属する建築構造技術の領域内での行為に関する判断においては、国家の強制的支配の適切な対象ではなく、保護される領域であると言う事である。おそらく自由な社会と自由でない社会を区別する最も重要な特徴の一つは、まさに、他人の保護される領域に直接影響を与えない行為の問題については、実際に多くの人々が守っている規則は自発的な性質のものであり、強制によって実施されるものではないと言うことである。

道徳的悪を撲滅しようとして技術的強制を用いる決心をした人達の方が、悪い事をしようとす

る人達よりもより多くの害と苦しみをもたらしかねないと言えない事もない。

5:法律化技術と創造的技術の概念分離

法の拘束は、すなはち自由の制限であり、「法」と「権利」あるいは「規範」と「価値」とは互いに密接に関連し、依存しあいながら基本的に対立関係にある概念である。

法律は人間がつくるものなので、正しくない法律、道徳的でない法律というもの有りうる。

「法には触れないが、道徳的に非難される行為もある、道徳的に問題がなくても法が許さない行為もある。」道徳的を技術的に置き換えると我々の置かれた立場が良くわかる。つまり「法に触れないが技術的に非難される行為もある、技術的に問題がなくても法が許さない行為もある」

一方で、一般道徳と一般倫理の違いも明確にすべきである。すなはち

一般道徳は客観的・集团的、社会的なもので一般倫理は個人的・主観的なものである。

一般道徳は普通の人間にとって実効可能なものであるが、一般倫理は他の人にはない私的ルール、規律でありそれをゆるしてしまえば私は私でなくなると考える範疇の概念である。そこで技術的観点から、一般道徳を社会的な法律化技術とし、一般倫理をパーソナルな創造的技術と置き換えると、法律化技術は十分に検証された白黒の明確な常識的技術判断に限定すべきである。

我々技術者は進歩的、創造的技術行為を行使できる権利がある、つまり、法律化技術により建物の価値そのものがそこなわれことだけは避けなければならない。

ここで問題となるのは本来、創造的技術としての技術規範が法律化技術として組み入れられると

強制力を伴うと同時に法の違反者は罪人として罰されることである。

「西洋の法律は基本的に個人を守る為にあるが、それと異なり日本の法律は個人を虐める為にある」とも云われている。

特に、近代的設計主義は立法に際して一握りの頭脳、一握りの理論知に集約しようとする傾向がある。それは社会を設計するに足る（優れた知性）に対する（誤り多き理性）の隷従を意味するだろう。実践知の蓄積たる直感よりも、理論値による意図的設計物の方が当然に優れていると言う、近代精神の有り方事態に潜む、ある種の偏見があるからではないか？

何かの仕事に携わるとき、理論的訓練を受けた後になお、如何に多くの実践的訓練を積み重ねなければならないかは誰しも経験するところだ。「習うよりは馴れる」と言う格言は実に含蓄深い真理を言い当てている。

6:主観的理性と客観的理性

かの有名なフランスの哲学者デカルトは近代的設計主義の宣言で「理性によって明証的に把握しえないものを無価値な偏見として追放する」と唱えたが、一方、市場原理主義者と称されるアメリカのハイエクは「社会的規範のよりどころである社会の善悪に関する良識

は人間の本来もっていると思われる人間理性に対する盲目的とも思える信頼」が背景にあるとして、デカルトの考えを構成主義的合理主義と呼んだ。

一般的には理性は物事の正しい筋道、道理、合理的判断を言うが理性ある行動を究極的に可能とする力は、特殊な内容がなんであれ、分類し、推理し、演繹する能力、すなはち試惟装置のもつ抽象的機能である。この型の理性は「主観的理性」と呼ばれる。

他方、理性は個人の精神のみならず客観的世界の内にも、すなはち人間相互の関係や社会階層の関係、社会制度、自然とその現象の内にも存在する、「客観的理性」と呼ばれるものに分けられる。客観的理性と言う言葉はその本質として実在に内在する構造を指し示す。

この構造は、実践的、理論的を問わず、特定の場合に特定の行動様式を要求する。

私はこの客観的理性が各々のグループにより様々である事も合わせ考えたい、家庭、地域（県、国）、学校、職場、各種団体、の総意としての理性である。更に大きく捉えれば人類、地球規模、宇宙規模も考えられる。と言う事は理性と一口に言っても理性概念の成り立つ背景により多様な筋道、道理、合理性がある事になる。ハイエクの言う「人間理性に対する盲目的とも思える信頼」に対する危険性の根拠である。我々は常に何が善で何が悪であるかを追い求めなければならないが、「真に価値あるものに対する尺度、物差しが如何なる根拠に基づくものであるか」が常に問われなければならない。例えば、肩書き、地位、名声、名誉、権力、金、財産、色欲、健康、自分の幸福、家族の幸福、他人の幸福、日本人の幸福、人類の幸福、宇宙の幸福、等々の数限りないキーワードの何を取捨選択し合理的に決断できるか、何を犠牲にして何を目指すか

個々人間の価値観により理性概念が異なるからである。

危惧すべきは盲目的理性の信頼が理性の名の基に、より高次の生き方がされ疎外され、権力、強制力を伴って阻害される事態である。

従って、今回の構造適合性判定制度は単に建築業界に留まらない日本人の生き方そのものが問われるべき根本的内容が忘れられている事が重要である。多分、日本社会が気づかない、地球人類の共通意識に対する感受性の不足から来るものであろうと思われる。

しかし、より高次と思われる地球人類の共通意識でさえ、各個人、各国々が自分の事のみ、自国の事のみ利益、幸福のみを追い求めるバラバラの意識であれば利害が衝突し、結果的に武力衝突、戦争と言う事になり、地球自体の将来も危うくなりかねない。ハイエクの説く市場原理は手短かに要約すると「経済の流れは国家による人為的操作、統制よりも各個人が各々の価値判断の中で利益、利便を追求する事が結果的に収まると所に収まり、それが最終的に自由で、平等な社会を築くことになる」と言うものである。つまり市場原理の法則は単に経済システムに留まらずに全ての社会システムにも適用できるものであると理論を拡張しているものである。

ここで、必要になるのはやはり個人の価値有る理性が前提でなければハイエクの市場原理も究極的解決にならないと言え、結果的にハイエクがデカルトの考えを構成主義的合理主義と呼んで退けた「人間理性」に立ち返り、堂々巡りの循環理論になる事になる。

となると、主観的理性も客観的理性も各々が独立して存在しているものでなく、相互に影響しあって生成発展すると考えるのが自然である。

「私が変われば世界が変わる」「世界が変われば私が変わる」我々は自分の幸福を望むならば他人の幸福を考えなければならぬ。他人の不幸に無関心な人が真の意味で自分の幸福を得る事ができない事になる。私は理性を単に合理的判断でなく、愛のある正しい筋道、愛のある道理、愛による合理的判断として「愛に基づく理性」と再定義したい。

我々個人が如何なる事も他人の幸せ、周囲の幸せを考えて判断し、行動すれば結果的に世界は平和になり、自分も幸せになる事になる。

他人を幸せにするには自分も明るく、幸せでなければ本当の意味で他人に影響を与え得ない。「愛に基づく理性」に基づく判断、行動は理屈では分っても言うが易し行うのが難し、の世界である。

自分が変わるしかない、他人のせいではない、常に自分よりも他人を優先して判断をする。場合により自分が不利になってもかわまない、この高次の考え方、生き方も単に見かけだけの、又、他人の目を意識して行えば偽善者になりかねない、世間の賞賛を求めず、自己を省みず、追いつける事が出来るかどうか、常に問われ続けなければならない事になる。

7:誰も責任を負わないシステム

以上の考え方から我々構造設計者の置かれた現状と今後のあるべき姿を述べる。

構造設計者の行う業務は、構造計画段階から構造図書を作成するまでに様々な条件を考慮にいれながら決断を行わなければならない。つまり、施主の希望、設計者の設計意図、工期、工法、価格等を加味しながら総合的な構造に対する安全性を確保する必要がある。

総合的を例えれば、東京から大阪に行くとして、早さ、コスト、安全性、快適性その他の諸条件を比較検討し飛行機、ヘリコプター、新幹線、普通列車、車、バイク、自転車の交通手段の選択からルートを選択まで無数とも言える条件がある。くじ引きの「阿弥陀」の如くである。

中でも決断に大切な構造に対する安全性の考え方は建築学会の技術論文に見られるように日進月歩の激しい技術革新の現代に有っては様々である。そのために我々は日常業務の中に創造的技術を生かした創意工夫を取り入れながら業務を行う必要に迫られる。

ここで、今回の判定制度と絡めて問題になるのは、特に創造分野においての判断は全くパーソナルのもので他人の意見と相容れるものではない。国が技術的判断の細部にわたり規制を行うと、我々は自分自身の知識と判断力を使えない只のロボットに過ぎなくなる。

日々進化する技術的知識が法律により独占的に固定されると私的個人的である技術者の創造的衝動は衰えざるをえなくなる。

理想的に言えば、「我々技術者が道徳的、倫理的な責めを負うべきはその判断が狭義の法律に触れた事よりも、技術に対して創造力を発揮しなかつた事に対する責めを負うべきである」と考える。

他の理由の一つは法の司法的展開の過程は当然に漸進的であり、全く新しい事情への法の速やかな望ましい適応をもたらすには、あまりに遅いことが明らかにされている。如何に優れた規則であっても法律の性格上、その時点で規則は陳腐化されたものとならざるを得ないものである。今回の体制で曖昧な点は最終的な責任者が誰であるかと言う事である。責任が効果的であるためには、それは個人の責任でなければならない。

自由社会では、一集団の構成員の集合的責任なるものはありえない。共同責任とか分割責任と言うものは個人にとって他人の同意を必要とし、めいめいの力を制限し、実際にはだれも責任を負わないことになる。

適合性判定員は文字通り解釈すれば法律上の適合性判定であり、規則に対してのチェックを行うのみで設計思想には立ち入れないのが建前である。であれば、判定員は法律の規則に照らしてのチェックミスに対してのみ責任はあるが建物のトータルな構造安全性に対して責任は発生し得ない。元々、技術的判断にパーソナルなものを含む以上は、法で規制するには限界がある事を理解しなければならない。危惧すべきは、判定員が自身の立場を勘違いして、あるいは規則の意味を自己流に拡大解釈しパーソナルな技術的判断、思想に深入りし干渉する事態である。判定員は細かな意見の相違に対しては意見を述べる事が出来ても最後は申請者である設計者の判断に委ねる姿勢が本来と考える。法律と言う権威の行使に対しては通常妥当と考える常識的範囲内で適正行使すべきである。「権威付け」という行為は権威が少し足りないときに、権威が十分あるように見せかける行為であるが、技術者の陥りやすいもので注意が必要である。危惧すべきは、お互いの技術干渉がこじれると構造技術者同士の仲間割れが生じる事態が全国の諸所で発生することである。

8:世界における日本の構造技術の停滞

他方、我々の属する建設業の日本経済に与える影響力からみて、利潤によって示される効率性の検証に無縁な行政組織に、只でさえ少ないと言われる、構造技術者の大半が相互監視に近い現在のシステムに組み込まれる事である。又、暫くの間、世界における日本の技術および経済が停滞する事も考えられる。逆説的に言えば、社会を停滞的にするには今回のように平均水準を法律の名の基で全部に課すほど有効な道はないと思われる。技術者としての創造性を発揮できないことは、魅力の無い職業として、構造の世界をめざす若者がいなくなる事も将来の構造業界における深刻な事態である。

9:自己決定の権利と最終責任

通常、我々全ては自分の持っていない知識の恩恵を文明に受けていると言う事実依存している。個々人の知識の習得程度に課されている限界を克服しようとするのを文明が助ける方法の一つは、より多くの知識によるのではなく、個人間に広く分散されてそのままになっている知識を利用することで克服できるものである。

平たく言えば、我々現代人は自動車のメカニズム、携帯電話の仕組、コンピューターの原理

を知らなくても、お金で買えばその利便の多くを大した努力をせずに手に入れることができる。その事は広く分散されている他人の血と汗の努力の結果に他ならないもので、この文明の持つ資産を有効に活用できる世の中の仕組みだけは壊してはならないと考える。一方で我々構造設計者は、技術に対する自己決定の自由の権利と引換えに、構造総合安全性の最終責任者は構造設計者であるべき事を改めて宣言すべきである。

10:「プレ・ピア・コンサル」の提案

しかし、構造設計者も人間である。たとえ、多少の道徳的、倫理観を持ちえたとしても、間違い、失敗はつきものである。このような場合に有効な事は、自分自身の目的を追求する上で、できるだけうまく他人の能力を使う為に各人が自分の周囲の環境を如何に構築するかにかかっている。

特に、未経験の技術に対しての知識の習得は他人の技術力に依存せざるを得ないものである。その場合に必要な事は先達、同僚の技術的助言、相談である。大切な事は助言、相談は仕事の取り掛かりから終わるまでのその都度の判断過程で必要であって仕事の完了した時点では無いことである。したがって、現在の「ピア・チェック」体制に替わって今後の我々のあるべきシステムとして、最終責任者は構造設計者である事を前提として後に、技術判断を前もって先達、仲間、その道の権威に相談する事を義務付ける方法「プレ・ピア・コンサル」を提案するものである。

参考、引用図書

- 「人間にとって法とは何か」橋爪大三郎 PHP新書
- 「権威主義の正体」岡本浩一 PHP新書
- 「行為と規範」黒田亘 勁草書房
- 「自由社会の自然法論」葛生栄二郎 法律文化社
- 「自由の論法」 - ポパー・ミーゼス・ハイエク 橋本努 創文社・現代自由学芸叢書
- 「ハイエク全集5 自由の価値（自由の条件）」気賀健三・古賀勝次郎 訳 春秋社
- 「ハイエク全集6 自由の価値（自由の条件）」気賀健三・古賀勝次郎 訳 春秋社
- 「ハイエク全集8 ルールと秩序（法と立法と自由）」矢島釣次・水吉俊彦 訳 春秋社
- 「ハイエク全集9 社会正義の幻想（法と立法と自由）」篠塚慎吾 訳 春秋社
- 「隷従への道」全体主義と自由 フリードリヒ・A・ハイエク 谷藤一郎・谷映理子 訳 春秋社
- 「理性の腐食」マックス・ホルクハイマー 山口祐弘 訳 せりか書房理子
- 「ハイエクと現代自由主義」反合理主義的自由主義の諸相 渡辺幹雄 春秋社
- 「格差社会の根底に価値観の同一化」サンケイ新聞 正論 三木光範 2007.4.22
- 「もう黙ってられない建築基準法改悪」建築ジャーナル NO1123 2007.7
- 「これからの構造設計を考える」Structure NO.103 2007.7